

令和6年度から令和7年度 変更点

	R6	R7
補助金の額	①1月あたり10万円 ②給与月額が10万円未満の場合は、その給与月額（千円未満切捨）を補助金の額とする。	①1月あたり10万円 ②補助対象経費に要した金額が10万円満たない場合にあつては、補助対象経費に要した金額（千円未満切捨）とする。 注1
申請時期	9月末まで 10月以降の雇用開始者は 翌年度申請へ	9月末まで 10月以降の雇用者で、次年度以降の申請では 補助対象期間が短くなる場合は申請可能。 注2
状況報告書の提出	なし	要綱第6条第2項による申請者で翌年度に補助申請がない者

注1について

補助対象経費に要した金額が10万円満たない場合とは？

昨年度までは、
「給与月額が10万円未満の場合は、その給与月額（千円未満切捨）を補助金の額とする。」とされていたため、

例えば、6月の給与が78,930円だったとすると、その月の補助金は78,000円を交付額としておりました。

今年度は、
「**補助対象経費**に要した金額が10万円満たない場合にあつては、**補助対象経費**に要した金額（千円未満切捨）と変更します。

例えば6月の給与が78,930円だったとしても、
就業者のために、20,000円（税別）空調服を購入したとすれば、

$78,930円 + 20,000円 = 98,930円 \div 98,000円$ として補助金を交付します。

補助対象経費は、給与、賞与といった人件費、新規就業者が必要とするチェーンソー防護服といった安全対策装備品や空調服といった熱中症対策装備品など労働環境を改善するために必要となる経費の他、チェーンソーや刈払機など小型の機械類を対象とします。

対象経費になるかどうか不明な点がありましたら、
林務課までご相談ください。

注2について

例

例えば、林業に就業してちょうど2年の者を12月に雇用した場合、次年度申請では補助対象期間が短くなるため、できる限り補助期間が確保できるよう10月以降の申請を受け付けます。

